

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合える環境をつくることをめざし、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策基本法」第一章総則第二条より）。

3 いじめ防止に係る本校の取組

（1）いじめ防止委員会（いじめ防止対策組織）の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見や適切な対処を組織的かつ実効的に行っていくため、いじめ防止委員会を設置し、日頃の児童生徒に関する情報やいじめに対する組織的な対応について、全職員で日頃から共有を図っていく。

○いじめ防止委員会

委員長・・・副校長

委員・・・各学部主事、生徒指導主事、養護教諭、当該児童生徒担任、他

○日頃の情報共有に向けて

- ・子どもの日々の様子や健康状態の観察

学担→連絡ノートや個人ノートを踏まえて。養護教諭との連携。

- ・家庭や施設との密な連携（PTA、学施連絡会、家庭訪問）
- ・登下校時の様子の把握（SB利用者、路線バス利用者、徒歩通学者、自転車利用者）
- ・職員会議における児童生徒の情報に関する全体共有の時間の常設
- ・報告、連絡、相談の徹底

（2）いじめの未然防止

- ・いじめは、どの児童生徒にも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全職員で組織的にすべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止対策を講じる。
- ・教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない行為であり、相手の心身に重大な影響を及ぼすことや、犯罪行為として取り扱われる場合があること」等の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合えるような思いやりの心など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に対し、そのものを軽減したりそれに適切に処理する力を育んだりしながら、すべての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

①児童生徒の主体的な活動

- ・各行事を通じて、小・中・高合同の縦割り活動を充実させ、異年齢間の交流を推進する。
その中で、「正しい関わり方」を継続的に体験させることで、「思いやり」「優しさ」をもって接する生活習慣を身に付けさせる。
- ・「学校のきまり」の達成を目指して、児童生徒会が主体となって挨拶運動等に取り組む。
- ・日々の学級活動を通じ、「いじめは決してしてはいけないこと」という意識の徹底を図る。

②定期的な情報収集

- ・児童生徒向けに学校生活アンケートを前期末に実施する。
- ・保護者向けに学校評価アンケートを前期及び後期各1回実施する。
- ・保護者との年3回の個別面談において生活の様子を聞き取りする
※児童生徒及び保護者との面談は随時行い、心のケアに努める。

③特別活動における講話等

- ・中高合同集会（いじめ撲滅集会）でいじめに関した分かりやすい講話や、ロールプレイ等を通じていじめられる気持ちやいじめの心理について考える学習など、実態に応じて指導する。
- ・人権擁護集会を年1回実施し、命の大切さや人との正しい接し方を学ぶ。
- ・学級活動において「互いの良さを認め合う」活動を必ず行い、集会で紹介する。

（3）いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかという認識をもって、個人で判断せずに初期段階からいじめ防止委員会に報告する等、組織的に的確なかわりをもつよう心掛ける。
- ・いじめ防止委員会は必要と判断すれば速やかにいじめを認知し、対処に当たる。
※「必要」の定義：【いじめ防止対策推進法二十八条「重大事態」を踏まえる】
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・いじめの早期発見のため、（2）－②のほか、相談をしてくれる地域資源を周知し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

（4）いじめに関する措置

- ・いじめがあることが確認された場合、本校は直ちにいじめ防止委員会を開き、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保、いじめを受けた児童生徒の保護者への対応などを組織的に行う。
- ・いじめたとされる児童生徒及び保護者に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行い、教育上必要と判断した場合には、当該児童生徒に対して、学校教育法11条に基づいて懲戒を与える。ただし、その際には「いじめ」行為に及んだ背景も勘案する。
- ・事案に応じ、家庭や教育委員会、その他関係機関に連絡、相談をする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全職員が平素から理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制の整備に努める。
- ・いじめの収束後においても、「いじめを見たときに傍観したり囃し立てたりすることはいじめに加担する行為であり、いじめのことを誰かに伝える勇気が大切であること」を伝える等、再度いじめが起きないような風土の醸成に、教育活動全体を通じて努める。

（5）地域や家庭、関係機関との連携

- ・児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、本校は日頃から、地域にある既存のセーフティーネットを通じて警察その他関係機関と情報共有の体制を構築し、その中でいじめに関する情報を共有する。
- ・地域全体で見守る気運を醸成するため、「絆プロジェクト」等、児童生徒が地域とかかわり認められる機会を充実させていく。

